

飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱

(昭和62年9月30日付62衛環環第587号衛生局長決定)

(最終改正 令和8年3月23日付7保医健環第1636号)

第1 目的

この要綱は、飲用に供する井戸等の適正管理及び汚染時における措置を定めることにより、井戸等の飲用水の衛生確保を図ることを目的とする。

第2 基本方針

飲用に供する井戸等の衛生管理は、設置者が自ら責任を持って行うものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、設置者の協力の下に指導を行うものとする。

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲用に供する井戸等（以下「井戸」という。）

飲用水を供給する井戸等のうち、「水道法」（昭和32年法律第177号）、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号）又は「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」（平成14年東京都条例第169号）の適用を受けないものをいう。

(2) 設置者

井戸を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者をいう。

(3) 健康安全部長

東京都保健医療局健康安全部長をいう。

(4) 保健所長

井戸の所在地を管轄する保健所長をいう。

(5) 健康安全研究センター所長

東京都健康安全研究センター所長をいう。

第4 適用地域

この要綱の適用地域は、東京都のうち、町村の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により井戸の衛生管理に関する事務を東京都に委託した市の区域とする。

第5 責務

1 設置者の責務

設置者は、この要綱に基づき井戸の衛生管理を自主的に行うとともに、保健所長の指導に協力するものとする。

2 保健所長の責務

保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

3 健康安全部長の責務

健康安全部長は、保健所長がこの要綱に基づいて、その業務を円滑に遂行できるよう必要な措置を講じなければならない。

第6 平常時の措置

1 設置者の措置

設置者は、井戸について次に掲げる措置をとるよう努めること。

- (1) 井戸及びその周囲にみだりに人や動物が立ち入らないようにし、常に清潔に保つなど、汚染防止措置を講ずること。
- (2) 井戸の設備状況について定期的に点検を行うこと。
- (3) 井戸水の色、濁り、におい及び味等の異常の有無を毎日確認すること。なお、異常を認めたときは、原因を調査するとともに必要な水質検査を行うこと。
- (4) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定められている水質基準（以下「水質基準」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目に関する水質検査を毎年一回以上行うこと。ただし、個人住宅（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するもの）にあつては、毎年一回以上行うことが望ましい。
- (5) 水質検査の結果、異常が判明したときは、直ちに保健所長に連絡してその指導を受けること。
- (6) 井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備に十分配慮すること。また、使用開始に当たっては、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム及びホルムアルデヒド（以下「消毒副生成物」という。）を除き（ただし、当該井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されている場合を除く。）、水質基準の定められている全項目（ただし、水源湖沼等、水が停滞しやすい表流水でない場合は、別名ジェオスミン及び別名2-メチルイソボルネオールの検査を省略することができる。）について水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、消毒を行っている場合は、消毒副生成物についても水質検査を実施すること。

2 保健所長の業務

保健所長は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 井戸の実態を把握するために必要な調査を行うこと。
- (2) 設置者に対して、井戸に関する衛生上必要な指導を行うとともに、地域の井戸及びその他の地下水の水質検査結果等から、定期に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずること。
- (3) 井戸の衛生に関する相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

第7 汚染が判明したときの措置

1 設置者の措置

設置者は、井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該井戸の使用者に汚染の状況を周知するとともに、井戸の使用停止等の措置をとること。
- (2) 使用停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (3) 井戸の復旧に必要な措置を講じた後、水質検査を行うなど、飲用水の安全を確認してから井戸の使用を再開すること。

(4) 飲用水の安全を確認できないときは、水道水を使用するよう努めること。

2 保健所長の業務

保健所長は、井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 汚染調査

設置者の協力を得て現場における調査を行うなど、汚染状況を的確に把握すること。

(2) 関係機関への連絡

重大な汚染であると判断した場合は、速やかに健康安全部長に連絡し協議すること。

(3) 水質検査

調査の結果必要があると認めた場合は、健康安全部長と協議の上、健康安全研究センター所長に水質検査を依頼すること。ただし、緊急を要する場合は、保健所長から直接健康安全研究センター所長へ依頼することができる。

(4) 設置者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第7の1の規定に基づき適切な措置をとるよう、設置者を指導すること。

3 健康安全部長の業務

健康安全部長は、保健所長から汚染についての連絡があった場合は、設置者への指導が適切に行われるよう、関係する行政機関に情報提供を行うなど、連絡調整に努めなければならない。

4 健康安全研究センター所長の業務

健康安全研究センター所長は、保健所長から水質検査を依頼された場合は、速やかにこれを実施しなければならない。

第8 補則

この要綱の実施に係る細目は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、「第4 適用地域」については、平成19年4月1日より遡及適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月18日から施行し、平成23年4月1日より遡及適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。